

議案第 32 号

城陽市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

城陽市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

令和 5 年 6 月 8 日提出  
(2023 年)

城陽市長 奥 田 敏 晴

城陽市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

城陽市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和61年城陽市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、地区計画の区域内における建築物の敷地、構造及び用途に関する制限を定めることにより、適正かつ合理的な土地利用を図り、もつて健全な都市環境を確保することを目的とする。</p> <p>(罰則)</p> <p>第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、100,000円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省・国土交通省令第6号）第58条第1項の規定に基づき、地区計画の区域内における建築物の敷地、構造及び用途に関する制限を定めることにより、適正かつ合理的な土地利用を図り、もつて健全な都市環境を確保することを目的とする。</p> <p>(罰則)</p> <p>第12条 次の各号のいずれかに該当する者（畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号）第7条第1項の規定に違反し、同法第29条の規定による罰則の適用を受ける者を除く。）は、100,000円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和３年法律第３４号）の施行に伴い、城陽市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和６１年城陽市条例第８号）について所要の改正を行いたいのので、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和３年農林水産省・国土交通省令第６号）第５８条第１項の規定に基づいて本案を提案するものである。

## 参照条文

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（抜粋）

（市町村の条例に基づく制限）

第５８条 市町村は、地区計画、沿道地区計画及び集落地区計画（以下「地区計画等」という。）の区域（地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画が定められている区域に限る。）内において、建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項で当該地区計画等の内容として定められたものを、条例で、畜舎等の敷地、構造、建築設備又は用途に関する制限として定めることができる。

2～11

略

## 参考資料

### 城陽市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正条例要綱

#### 1 改正の概要

市町村が定める都市計画決定の一つ「地区計画」は、建築基準法に基づく条例に地区計画の区域内における建築物の敷地、構造及び用途に関する制限を定めることができる。

本市においては「城陽市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」を定めてその制限内容の担保を図っているが、「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」の施行に伴い、市内の市街化調整区域に当該法律に基づく「認定畜舎等」を建築する場合、建築基準法令の規定（建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定）が適用されないこととなった。

については、既存の条例に「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則」に基づく条例である旨を追加して「認定畜舎等」の建築制限を図るもの。

#### 2 施行期日

公布の日